

万里一空



町長 上浦 登

これから梅雨の大雨が気になる季節を迎えますが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。雨の日は、自転車や徒歩での外出を避け、バスや鉄道など、公共交通機関を利用される方もおられるかと思えます。

バスや鉄道など公共交通機関は、通勤や通学のほか、買い物や通院など日常生活に利用される方も多いと思えますが、少子高齢化に伴う人口の減少により利用者の減少傾向が続いており、加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化から利用者が減少し、収入の増加が見込めない厳しい状況が続いています。

特に、バスは、2024年問題として運転手の残業の上限が年960時間に制限されたことで、路線バスをこれまでどおり運行することが難しい状況となっており、昨年末、大阪府の南部でバス会社が路線バスを廃止し、事業から撤退されたことも皆さんの記憶に新しいことと思えます。バスの運転手は年々減少しており、運転手不足により路線の維持が難しいことを理由に、今後も全国的に路線の縮小や廃止の流れは続くものと思われ、本町も例外ではありません。

鉄道やバスなど公共交通機関は、利用者が減ることで運賃収入が減少し、それにより減便や路線が縮小され、さらに利用者が減るといった悪循環に陥るケースが多く、そうした状況にならないよう、利用が増えることで運賃収入が増加し、それにより増便などサービスが充実し、さらに利用が増えるといった好循環を生み出すことが大切です。

公共交通は、町や事業者だけでなく、地域の皆さんでつくり上げていくものであり、今後は、事業者とともに地域の皆さんと公共交通の在り方を考える機会を設けるなど、公共交通の維持と活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

町としましては、今後とも、より利用しやすい公共交通の構築に向け取り組んでまいります。バスや鉄道など公共交通機関を維持し活性化していくためには、皆さんに利用いただくことが何より大切です。皆さんもバスや鉄道など公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

案内一般

町職員募集のお知らせ

本町では、会計年度任用職員（非常勤職員）を募集しています。

〔保健福祉センター〕

職種 Ⅱ 介護支援専門員（ケアマネジャー） 1名

勤務場所 Ⅱ 保健福祉センター 地域包括支援センター

勤務日 Ⅱ 月～金 週5日

勤務時間 Ⅱ 午前9時～午後5時（実働7時間15分）

月給 Ⅱ 238,681円

賞与 Ⅱ 約80万円（年間）

必要資格等 Ⅱ 介護支援専門員（ケアマネジャー）、普通自動車運転免許

〔小・中学校〕

職種 Ⅱ 支援員 若干名

勤務場所 Ⅱ 各小・中学校

勤務日 Ⅱ 月～金 週3～5日程度

（夏休み等の長期休業中は原則勤務なし）

勤務時間 Ⅱ 午前8時～午後4時の間で実働6時間30分程度

時間給 Ⅱ 1,069円

賞与 Ⅱ 約39万円（週5日勤務の場合）

必要資格等 Ⅱ なし

〔留守家庭児童育成室〕

職種 Ⅱ 留守家庭児童補助支援員 若干名

勤務場所 Ⅱ 各留守家庭児童育成室

勤務日 Ⅱ 月～土 週3～5日程度

勤務時間 Ⅱ 午前8時～午後7時15分の間で実働5時間30分程度

時間給 Ⅱ 1,069円

賞与 Ⅱ 約40万円（週5日勤務の場合）

必要資格等 Ⅱ なし

〔吉川保育所〕

職種 Ⅱ 支援担当保育士 若干名

勤務場所 Ⅱ 吉川保育所

勤務日 Ⅱ 週5日程度

勤務時間 Ⅱ 午前9時～午後5時（実働7時間15分）

時間給 Ⅱ 1,125円

賞与 Ⅱ 55万円（年間）

必要資格等 Ⅱ 保育士資格

〔応募・選考方法〕

登録申込書兼履歴書を広報職員課まで提出してください（様式は町ホームページよりダウンロード可）。書類審査の上、面接により選考します。

※その他の職種も募集しています。登録も随時受付中です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問 Ⅱ 広報職員課

☎ 739・3413

【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 後期高齢者医療 被保険者証 が変わります

8月から「後期高齢者医療被保険者証」が“薄緑色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに簡易書留にて送付します。有効期限は令和7年7月31日までとなっています。新しい被保険者証（薄緑色）は、届いたときからご使用いただけます。

また、現在お持ちの被保険者証（橙色）の有効期限は、7月31日までとなっており、それ以後はご使用になれませんので、新しい被保険者証（薄緑色）が届きましたら、ご自身で破棄してください（年度途中で負担割合や住所などに変更があった方で、現在も古い被保険者証をお持ちの場合は保険課または吉川支所へお返してください）。

12月2日から被保険者証が発行されなくなります

12月1日で被保険者証の新規発行が終了します

12月1日までに発行された被保険者証は、記載された有効期限まで使用することができます。なお、12月2日以降、転居等で被保険者証の内容が変わった場合は、古い被保険者証を使うことはできません。

12月2日からは、基本的に健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードを利用する仕組み（マイナ保険証）になります。

12月2日からは、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します

12月2日からはマイナ保険証の保有状況により、次のとおり交付します。

マイナ保険証をお持ちの方
「資格情報のお知らせ」を交付
(下記①をご覧ください)

マイナ保険証をお持ちでない方
「資格確認書」を交付
(下記②をご覧ください)

①「資格情報のお知らせ」について

マイナ保険証をお持ちの方が、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合などが変更された場合は、「資格情報のお知らせ」を交付します。

オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等は資格情報の変更が自動で連携されますので、マイナ保険証のみで受診することができます。

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、この「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで、受診が可能となります。

②「資格確認書」について

マイナンバーカードを取得していない、または健康保険証利用登録を行っていないなどの方には、自己負担割合などの被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」を交付します。また、マイナ保険証の紛失等をした場合については、保険課もしくは吉川支所で申請いただくことで「資格確認書」を交付します。

「資格確認書」は医療機関の窓口等で提示することで、原則、これまでと同様に医療を受けることができます。

—お問い合わせ—

◎制度全般に関すること…大阪府後期高齢者医療広域連合

おもな業務内容	担当	電話番号
被保険者証、保険料等について	資格管理課	06-4790-2028
高額療養費、健康診査、医療費通知等について	給付課	06-4790-2031
予算、広報、議会等について	総務企画課	06-4790-2029

◎保険料の納付、その他各種届出に関すること…保険課（国保） ☎ 7 3 9 - 3 4 2 2